

「埼玉県ひきこもりの支援に関する条例案」に対する意見の募集について

「埼玉県ひきこもりの支援に関する条例案」の策定にあたり、多くの県民の皆様のご意見を反映するため、下記の通り県民コメントを募集いたします。

記

1 ご意見の募集期間

令和3年12月23日(木)～令和4年1月24日(月)

2 ご意見の提出方法

(1)提出方法

自由民主党埼玉県支部連合会県民コメント専用フォームより提出

※ 県民コメント専用フォーム以外からの方法でのご意見のご提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

3 ご意見の取扱いについて

- (1)ご提出いただいたご意見を考慮し、「埼玉県ひきこもりの支援に関する条例案」を策定いたします。
- (2)個々のご意見に対する個別回答やご提出いただいたご意見についてはご返却いたしませんのであらかじめご了承ください。
- (3)本県民コメントを通してお預かりした個人情報については、「埼玉県ひきこもりの支援に関する条例案」の策定にあたってのみ使用し、使用目的以外での利用はいたしません。
- (4)上記(3)について、条例案策定に際し埼玉県等関係機関へ情報提供する場合がございます。ご提出をいただいた際には関係機関への情報提供に承諾されたものとみなします。

4 お問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-9-14

自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当

TEL 048-824-3297

FAX 048-824-3328

E-mail yoshino@jimin-saitama.net

以上

埼玉県ひきこもりの支援に関する条例（案）

●条例検討の理由・背景

自宅や自室に長期間閉じこもり他人や社会とのかかわりを回避している、いわゆる「ひきこもり状態」にある人は、内閣府の調査において 15 歳から 39 歳までで 54.1 万人、40 歳から 64 歳までで 61.3 万人と推計されている。

ひきこもり状態にある人は、自身の将来をはじめとする様々な不安を抱えており、これはその家族も同様である。しかしながら、本人及び家族は、身近に支援を受けることのできる場所がなく孤立しているケースも多い。

この不安につけ込み、本人の意思を無視して強引に自宅や自室から引き出して高額な費用を請求する「引き出し屋」と呼ばれる悪質業者も存在しており、各地でトラブルも確認されている。

ひきこもりの支援は、「本人の意思」を十分に尊重した支援が必要であり、本人の意思を無視してはならない。

そして、本人及びその家族が孤立することのないよう、身近に安心して支援を受けることのできる環境を整備していくことが必要である。

県民だれもが安心して暮らすことのできる社会を実現するため、県が良質な民間支援団体等を支援し、行政と民間支援団体等が共にひきこもり状態にある人とその家族を支援できる環境を整備し、本人及びその家族が安心して支援を受けられるよう条例を提案したい。

埼玉県ひきこもりの支援に関する条例（案）

項目	見出し	概要
1	目的	ひきこもりの支援に関し、基本理念を定め、県の責務及び民間支援団体等の役割を明らかにするとともに、ひきこもり状態にある人及びその家族に対する支援環境の整備に必要な事項を定めることにより、安心して支援を受けることのできる社会を推進する。
2	定義	<p>① ひきこもり状態：自宅や自室に長期間閉じこもり、他人や社会とのかかわりを回避している状態をいう。</p> <p>② 民間支援団体等：ひきこもり状態にある人及びその家族に対する支援を主たる目的とする民間の団体その他ひきこもり状態にある人及びその家族を支援している者をいう。</p>
3	基本理念	<p>① ひきこもりの支援は、ひきこもり状態にある人の意思を尊重して行う。</p> <p>② ひきこもりの支援は、ひきこもり状態にある人及びその家族が孤立しないよう、必要に応じて社会とのかかわりをもてるよう行う。</p> <p>③ ひきこもりの支援は、ひきこもり状態にある人及びその家族が身近な場所で支援を受けられることを目指して行う。</p>
4	県の責務	<p>① 県は、基本理念にのっとり、ひきこもりの支援を総合的に実施する。</p> <p>② 県は、市町村、民間支援団体等などと相互に連携を図る。</p>
5	民間支援団体等の役割	民間支援団体等は、基本理念にのっとり、県、市町村と連携を図りながらひきこもり状態にある人及びその家族に対する支援を行うよう努める。
6	民間支援団体等による支援の推進	<p>① 県は、民間支援団体等がひきこもり状態にある人及びその家族に対する支援を効果的に行うことができるよう、情報の提供その他必要な支援を行う。</p> <p>② 県は、ひきこもり状態にある人及びその家族に対する支援環境の整備を推進するため、支援に積極的に取り組む民間支援団体等及びその活動内容を周知する。</p>
7	体制の整備	県は、ひきこもりの支援に係る施策の総合的な推進を図るため、必要な体制を整備する。
8	財政上の措置	県は、ひきこもりの支援に関し必要な財政上の措置を講ずるよう努める。
見直し規定		県は、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直す。